

吹田市環境影響評価審査会（平成22年度第1回）会議録

日 時：平成22年（2010年）5月19日（水）18:00～19:35

場 所：吹田市役所南千里庁舎3階 第1会議室

出席者：委 員：塚本会長、山中副会長、秋岡委員、小田委員、中野委員、
福田委員、宮崎委員、保田委員、米田委員

事務局：永治部長、柚山次長、後藤環境政策推進監、宮総括参事、
齊藤課長、片岡主幹、松浪、瀧澤

連絡調整会議：産業にぎわい創造室 江原総括参事、
地球環境課 畑澤総括参事、 開発調整課 松本課長、
緑と水のふれあい課 福田室長、
博物館 増田参事、 教育政策室 千葉参事

傍聴者：2名

事務局(片岡主幹)

定刻になりましたので、吹田市環境影響評価審査会の開催をお願いしたいと思います。本日の審査会は、新たな委員の委嘱をさせていただき、会長を御選任いただいた後、会議を進めていただきますが、会長選任までの間、環境保全課の片岡が進行させていただきます。

傍聴人は2名ですので、規程に基づき入室していただきます。

委員の皆様の任期は、平成22年5月15日から2年間の任期で御承諾いただいています。本日は今期初めての会議となりますので、環境部長の永治から委員の皆様へ委嘱状の交付をさせていただきます。

永治部長から、出席委員9人に委嘱状を交付する。引き続き、部長の挨拶。

事務局（片岡主幹）から事務局職員の紹介。

事務局（片岡主幹）

本日は13名中、9名の審査会委員の御出席がございますので、環境影響評価審査会が成立していますので、よろしくお願ひします。

議事（1）会長及び副会長の決定

事務局（片岡主幹）

それでは本日の議事、会長及び副会長の決定の決定につきまして、よろしくお願ひし

ます。この決定に当たりましては規則により、委員の互選でお願いします。どなたか、御推薦の方はいませんか。

●委員

吹田の環境全般に精通されておられ、本審査会の運営についてもかねてより、随分お力を注いでおられます塚本先生が適任ではないかと、推挙したいと思います。

事務局(片岡主幹)

今、●委員から、会長に塚本直幸委員の御推薦がございました。他に御意見はございませんでしょうか。

他に御意見がございませんので、塚本委員に会長をお願いすることに、異議ございませんでしょうか。

出席委員の拍手でもって同意の確認を得る。

事務局(片岡主幹)

塚本委員、御承諾いただけるでしょうか。

塚本委員

承諾いたします。

事務局(片岡主幹)

会長には、塚本委員に就任していただきますので、塚本委員は会長席にお移りくださいませようお願いいたします。

塚本委員会会長席に移動

事務局(片岡主幹)

次に副会長ですが、どなたか御推薦の方はございませんでしょうか。

●委員

よろしいでしょうか。副会長は、会長とコンビネーションを組んで、お互い良くわかった方がいいと思いますので、会長に御一任したいと思いますが、いかがでしょうか。

事務局(片岡主幹)

会長に御一任という、御発言がございましたので。塚本会長、どなたか御推薦の方はいらっしゃいませんか。

塚本委員

それでは、山中先生、また、いっしょにやっていただけませんかでしょうか。

山中委員

喜んでやらせていただきます。

山中委員、副会長席に移動

資料の確認後、本日の案件について、報告案件 4 項目ある旨を事務局(片岡主幹)から説明後、塚本会長に進行を委ねる。

塚本会長の着任の挨拶後、報告事項 1 の吹田貨物ターミナル駅(仮称)に係る工事の遅延について、事務局に説明を求めた。

報告事項(1) 吹田貨物ターミナル駅(仮称) 建設事業に係る工期の変更について

事務局(後藤環境政策推進監)が、資料番号 2 により、吹田貨物ターミナル駅(仮称)に係る工事の遅延について、平成 23 年春の貨物駅開業が平成 25 年春になる見込みである旨及び遅延に至った経緯を説明した。また、より詳細な資料を事業者に求めていると説明した。

会長

今日の議題 4 つとも報告ということで、審査事項でないのですが、当然のことながら、この資料につきましても、内容に関する御質問あるいはコメント、更には 6 月に出す予定とされております事後監視報告に対するリクエストのようなものがあれば、御発言いただきたいと思えます。いかがでしょうか。

●委員

よろしいですか。市の方は、この遅れが市に対しては、協議をしてもらうのに支障がないようなこと書いてありますけど、市の方は、影響ないわけですか。

事務局(後藤環境政策推進監)

まちづくり計画に関しましては影響がございます。貨物ターミナル駅の開業と、駅前広場のまち開き、これが同時であるということは、協定上、いまだに生きています。貨物駅が遅れることで、駅前の整備が遅れるというのは、非常に望ましくないということで、この間、事業者に対しては、様々な可能な限りの工夫をなささいということで、実際、線路を一部、駅前広場のところを大きく現行の東海道線の方に曲げて、先に工事できるように工夫をしたいとか、現場では様々

な工夫がなされておるとお聞きしています。

会長

ありがとうございます。ほか何か。

関連した質問になるのですが、これが遅れることによって、玉突き的に東部の土地区画整理事業が遅れて、そっちの工程上に、また環境審査上の問題が出てくるということはないのですか。

事務局（後藤環境政策推進監）

土地区画整理事業の事業者は当初吹田市でスタートしましたが、現在はUR、都市再生機構になっています。URから、御指摘のとおり、玉突きで事業が遅れていく可能性があるということをお聞きしておりまして、近日中に詳細な報告が提出される予定です。

会長

資料が出てくるのであれば、必要があれば、この場でも御説明があるという理解でよろしいか。

事務局（後藤環境政策推進監）

特に土地区画整理事業は、複合影響を御審査いただきましたので、こっち（吹田貨物ターミナル駅）が変わると、向う（土地区画整理事業）も変わる。そのピーク時での複合影響というのは、おそらく数値的に変わってくるので、それを出されて初めて御審査いただくことになると思います。

会長

それも同じように6月頃になるのですか。

事務局（後藤環境政策推進監）

もうちょっと早いのではないかと。今、ちょうど区画整理の方が早い。

会長

わかりました。また、そういう報告書出てきましたら、事後監視計画等の中で、審査が必要ですから、そういう判断をまたよろしくお願いします。

報告事項（2）（仮称）吹田千里丘計画での土壤汚染について

事務局（齊藤課長）が、資料番号3により、（仮称）吹田千里丘計画での土壤汚染調査結果及び今後の対応について、本年4月22日に事業者から、ふっ素に係る土壤汚染に

関する報告があったこと、またその報告が調査実施後2年あまり遅れたことについての文書について説明した。

また、原因と推定される千里の湯の位置等を示した（仮称）吹田千里丘計画の計画地のパネルを使用し、土壌汚染調査の内容及び結果についての説明をした。

会長

この土壌汚染が出てきたということに関して、何か御質問ございますか。この資料の中身について。

●委員

ふっ素というのが人体にどのような影響が考えられるのですか。もし、その濃度のふっ素若しくはふっ素化合物があった場合、それを知らずに我々が何かしたときに、我々に具体的にどのような影響があるのですか。

事務局（齊藤課長）

ふっ素の基準を超えているような場合、例えば、その地下水を飲んだりした場合には、一番ひどい場合ですと、斑状歯ができるとか腎障害が起こるとか、そういうことです。

●委員

それは、こういうふうな容器に入った水を飲んだ場合ということ。

事務局（齊藤課長）

環境基準の設定としまして、体重60キログラムの人間が、70年間2リットルの水を毎日飲み続けて、起こる確率が、他と比べて、有意に差があるというのが、環境基準の設定になっております。

●委員

なるほど、ありがとう。

会長

ほか、何か。

●委員

宝塚市で、水道水に歯の虫歯予防のためふっ素を混入して、ある程度、続いたのですが、市民から歯に影響が出るということで、反対運動が起こりました。歯科医に言わせると非常に有効な措置だということですが、ふっ素の混入止めますとなった。その程度、影響としては出てくる。

事務局（後藤環境推進総括監）

少し補足させていただきますと、我々としましては、その超えた影響もございしますが、どれだけ超えたか、何が基準オーバーだったか、ということ以前に、環境基準が設定をされていて、それが超えて検出されたというその事実を、環境影響評価の御審査をいただいている最中に、こちらの耳に届かなかったということが非常に遺憾であると。今後、これは考えられますので、文書にて、事業者に対して遺憾の意を表しました。それに対して、反省と今後の対策を示した文書が事業者から公式に提出されました。

この次の段階としましては、先ほど説明をさせていただきましたように、メッシュ状に切って実地調査を更にしていただいて、ないことの確認をすると。あった時には万全の対策を、それは新たに改正をされた土壌汚染対策法に基づいて行ないます。市としては、それをしっかりと事業者の指導も含めまして、監視をするということで、経緯を見守っているところです。結果が出次第、これもまた改めて御報告をさせていただきたいと思っております。

●委員

準備書の段階では、全然調査はしてなかったのですかね。

事務局（後藤環境推進総括監）

実施計画書では、過去の履歴から土壌汚染の可能性はまずない、それから工事中、存在供用後においても、土壌汚染を発生させるものではない、また過去に工場はないし、後から工場を造ることもない、ということで、御審査を進めていただいていた。ないのが前提でしたが、もし、その段階である報告があれば、多分、星取り表（環境要素抽出表）に丸がついていたということで、そういう意味でも非常に遺憾に感じると、そういうような文書を出しました。

副会長

この段階で調査はされていたのですか。準備書の前の段階で。

事務局（後藤環境推進総括監）

準備書を出される直前に、その結果がわかっていたということです。

これは、言い訳にはならないのですけど、この事業というのは、複数の事業者が集まって、この大きな開発をされていて、この環境影響評価の窓口は、ずっと長谷工さんがされているのですが、残り 4 業者さんがおられます。それぞれに十分な情報のやり取りをされた上で、我々は長谷工さんから一元に情報をいただいているのですが、その向こう側での初歩的なミス等が、今後も起こらないように、そこは厳しく注意をさせていただきました。

●委員

市としては、そういう温泉施設があったことは、把握していたわけですか。

事務局（後藤環境推進総括監）

有名な温泉施設ですので。

●委員

だけど、土壤汚染については調査を求めなかったと。

事務局（後藤環境推進総括監）

土壤汚染対策法で調査をすべき施設としては、位置付けられていませんので。

副会長

自然由来というのが考えられるというのがあったのですが、その程度の量ということですか。

事務局（齊藤課長）

基準が 0.8 なのですが、今度の結果では 1.0 で、ほとんど基準値ぎりぎりぐらいです。もし、本当に人為的なふっ素の汚染があるのでしたら、もっと値が跳ね上がって出ていると思うのです。自然由来と言えるかどうかというところ、はっきりわかりませんが、過去の履歴を調べてもそういった施設はございませんので、自然由来と考えた方が、自然かなと言うふうを考えております。

会長

いかがでしょうか。他に。

多分ですね、先ほど後藤さんおっしゃられたみたいに、やっぱり問題は、この量の問題よりは、アセスの過程でわかっていながら、出てこなかったところが、一番気になります。これまでのアセスへの事業者の対応は我々も認知しているので、意図的に隠されたという感じは全然しないのですが、ジョイントという格好でやられていたので、連絡ミスというのが起こっているという。逆にいうと、工事中のことに対して、我々はこの中でいろんな注文をつけているのですが、それがちゃんと実施されることに対する懸念というか、危惧というか、やっぱり次の段階として出てきますので、実際に工事に入ってくる中で当然、行政の側と、監視結果、モニタリング結果を見ながら進められていくと思うのですが、そのときに連絡不備ですとかがあるのではないかなと思うのです。そこだけはちゃんと、しっかりしていただくような御指導いただければいいのではないかと思います。

よろしゅうございますか。では、調査地域を拡大した形、これの報告は当然、また出てくるわけですね。

事務局（後藤環境推進総括監）

はい。

会長

出てきた段階で御審議いただきたいと思います。

報告事項（3）環境まちづくりガイドライン【開発・建築版】の施行について

事務局（後藤環境推進総括監）が、環境まちづくりガイドラインの開発・建築版を4月から施行したことについて、資料番号4に基づき説明した。

会長

ありがとうございました。このガイドラインにつきまして、何か御質問、御意見等ございませんか。

素朴な質問ですが、これをやることによって、アセスのやり方が何か変わるのですか。

事務局（後藤環境推進総括監）

次の御報告の事項でもあるのですが、今までアセスで蓄積していただいた知見を、先にお示しをするということは、新たにアセスの対象として手続に入ってこられる事業者には、これを事前にチェックしていただいてから保全措置を出していただく。保全措置の出し方が一段階、早くなっている。今、実施計画書では、保全措置は一切触れませんので、事業者は市に言われてから出す、言われて出す、それを逆にして、出して不足を、アセスで指摘をする。正式には戦略アセスではないのですが、先行的な仕掛けというのが可能になるかなと思います。

ガイドラインの内容は、それぞれに定性的な表現しかしていませんので、どこまでどうすればどうなるのだということは、それぞれの事業によって違いますし、ひょっとしたら、する必要がない場合もあるかも知れません。その辺は、やはりアセスの対象事業になると、その科学的な評価する御審査というのは必要になると考えています。

会長

こういう方針によって、影響評価の予測値がでてくる。そういう理解ですか。

事務局（後藤環境推進総括監）

はい。

●委員

これは、どの段階で提出を求めるのですか。

事務局（後藤環境推進総括監）

まず本市は、事業者が構想を持たれた段階で、開発の条例の手続に入ってきていただくというルール作りをしています。ただ構想といいますが、事業者がぼんやりと場所

も決めず、ボリュームも決めず、住宅開発をしたいのですが、という段階ではありません。事業者内部で結構揉まれた、ある程度熟度がある計画段階。それを市に対して提出をした段階で、この手続きに入ります。

ですので、根こそぎ計画を変えさせると、そういうツールにはならないとは思いますが、可能な限りの御配慮を早い段階で。事業者にとっては、その早い段階に言ってくれればできていたのに、というのが多分あると思いますので。

会長

これはある意味、事業者にとってもいいかも知れませんよね。後から追加的に市から何か言われて、どこまでやったらいいか、よくわからないというのではなくて。ある程度ゴールが見えているだけに、いいかもしれませんね。

もう1ついいなと思うのは、透明性がかなり確保される気がします。だから、この手の土木工事関連は、何かと個別的対応というのがありましたよね。一般的にはやらないけど、お宅には言われたらやるとかね。そういう、しょうがないからやろうとか、そういう意味での対応が結構あってですね。そういうのが、あらかじめこういうのが示されて、透明性が確保されて、吹田で審査を通ったら、事業者の信用がおけるとか、ブランドがくっついてくるぐらいのものにまでなれば、非常にいいことですよね。

だからこれ、吹田市だけに留まらず、こういうのが吹田の中で確立していくと、日本全国的に、若干先進的な事例という形で展開して欲しいくらい、すごく積極的な評価したいなど。今のところ、実施段階ではどうなっているかよくわかりませんが、これだけ見ていると、そういう感想をもちました。

●委員

これは、各項目について、できないことはできないという意思表示を求めるといことですね。

●委員

大規模開発事業、実際の対象としてはどれぐらいの件数が。

事務局（後藤環境推進総括監）

いま、この社会経済状況で少なくなっているのですが、年間30から50程度の実績があります。

●委員

責務を有するという、その縛りの力というのは、どの程度あるのですか。

事務局（後藤環境推進総括監）

環境基本条例の中で、お示しをしている責務なのですが。責任と義務、両方で責務と

いう表現になっていますが、このガイドラインはどちらかと言うと、社会的な責任としての、責任の色合いが強いかなと。事前協議の中で、例えば、道路幅はこんなにとらなければならないとか、その他の規制法令、大気汚染防止法であるとか、そういうこのコンプライアンスの部分と、もう1つは社会的責任であるような、地域との調整の部分は切れない部分がやっぱりありまして。ただ、弱いのはコンプライアンスを全て守っていれば、極端に言えば、できません、できません、でも事業は通っていく。我々としては、それを止めるわけにはいかない。ただ、地域の方がどうおっしゃるかなという、その辺が、ある意味、市民力でもあるのかなと。

会長

メカニズムが組み込まれているのが、いいですね。オープンにされると。

●委員

要するに現状の縛りと比べて、その縛りは強くしようという意図なのではと思うけど、実際には、その裏付けというものは、あるのかどうかですね。ある意味で強制力みたいなものが働かないと。いわゆる事業者の良識といいますか、環境配慮の考え方や意識がどれくらい進んでいるかということに関わってくると思うのです。問題になるのはその意識が強くないような事業者に対して、行政として、どれくらい強制力を発揮できるのかというところが、ぎりぎりのところで、非常に問題になるのではないかと。

実際に僕が経験した中では、やっぱり良識のある業者というのは、相当そういう実質的な努力というのをやってくれるわけですけども、ぎりぎりのところでは、自分たちは法律や条例を守っているのだというところで、そこで進まないわけですね。その辺のところをどういようように対応していこうかというところが、現実の問題としては非常に厳しい。特に最近は経済状態が悪いですからね。業者もかなりそういう点では、今までのような環境配慮のために投資をするということに対して、非常にシビアになってきているんですね。

背に腹は代えられないというところで、実際には問題が解決しないという面があるので、何らかのそういう強制力みたいなものを作っていくということが必要だと思うのですけど。条例みたいなもので、ぎりぎりのところは、抑えていくと。だから、環境配慮指針の中で求めているのは非常にレベルの高いものを求めているけれども、それが全く無視されるということについては、若干譲歩したところでも、そこまでは譲れないというようなものがあればと考えるのですけれども。

事務局（永治部長）

私どもも、この前提は、ガイドラインで出発をして、それで環境影響評価条例をどうしていくのか検討していくということになっているわけですけど、これらの内容は年々進化していくものです。これは環境影響評価条例施行後11年ほどかけて、貨物ターミナル駅のアセスも含めて、皆さんの知見を寄せ集めて、それで汎用で使えるものを整理

をしてきたということですから、当然これは、それ以降も積み重なっていくというのが、まず大前提です。

先生おっしゃっている今の経済情勢の中で、非常に行儀が悪い、片一方でそういう業者が出てきているということもありますけども、日本不動産協会ですか、あそこの発表でいきますと、実際には環境配慮型の住宅を求める国民層というのが非常に高くなってきている。それに応じて、各事業者も環境配慮型の住宅の建設を進めていくというのが、全体の傾向になってきているというのが、片方と言われております。

ですから、このガイドラインで進めながら、あと、どんなことができるのか。基本はやっぱり、市民の皆様への公開。そこでその住宅を選ぶことでのインセンティブを与えていくという、そういったことかなあと。ただ、おっしゃっておられるような、どこでどんな規制ができるのか。そのへんについては、もう少し時間をかけて、御協議あるいは、御意見をいただかないといけないと思います。

何とか、今までの成果をどう形にして、制度的なものにしていくのか。ここでまずは4月1日から出発をしたというところですが、もう一回見直していかないといけないというふうには思いますけれども。おっしゃっておられますように、時間がそんなにありませんから、開発なんてものは、ほっておいたらすぐに後退しかねませんから。その辺では、事業者と市民のコラボを信頼をしながら、いいものを作っていくための努力はしていきたいといけないと、そんなふうに思っております。

●委員

素晴らしい取り組みだと思わすけれども。私が考えるのは、いわゆる今のアセスの条例を少し組替えてね、現在よりも、もう少し小規模なものに対しても対象とする。その代わり今のような審査形態は、やっぱり、私は今の社会情勢になじまない。時間がかかりすぎてますよね。だから、事業者がそういう意味で時間がかかりすぎというのは、非常に経済的負担を多くするし。ある意味で、審査のために時間が長くなってしまふというのは、もう反省すべき時期にきていると思うのですね。

ですから、ある程度、規模の小さいものに網をかぶせると同時に、そういう事業者が容認できるような条件で、アセスメントというものの対象にしていくというような時期に入ったのではないかと思うんですけど。吹田市についてはですよ、そんなに大きな事業がこれからあんまり考えられないですけど、割合、中規模の事業ですね、それが比較的住民と距離の近いところで、そういう事業が増えていく可能性があるだけに、影響範囲は広くないけれども、狭い地域に住んでいる住民の数というのは、そんなに無視できないと。そのようなことを考えますと、そういうものに対しても一定の専門的な評価をして、ちゃんとした、そういう対応を事業者に求めると。その場合には、やはり、そういった規制力として、ある裏づけがあって、それを事業者が受け入れるということによって、住民のサポートを得るというような。あまり理想を求めるのではなしに、かなり現実的にアセスメントというものを、社会的になじませていくという、事業者も協力できると、住民もそういう中で協力をしていく。そういうものを、中心に行政がいて、こ

ういう専門家の委員会が科学的な判断をきちんと出して、無駄な対策を求めないで、必要な対策については、それをきちんと求めていく、それを実施してもらう。そのような取り組みが、私はここで20年ぐらい吹田市のアセスメントに関わってきてですね、今はそういうように条例自身の位置付けも変えていった方がいい頃じゃなかろうかと考えているのですけどね。

要は、やっぱり、実行の裏付けが今一番大切だと思うのです。実行を求めることが、大変難しい時代に入ってきていると思うのです。ある意味では、環境対策も進んでいきますし、地域環境もよくなってきていますよね。かつてこの条例がつくられた時期に比べれば、はるかにいろんな対策が進んできてますので。だから、今後の課題にしろ、当面はこの取り組みというのは、非常にすばらしいと思うんですが、これが本当に実行力を発揮するのは、そういう意味で、意識の低い事業者に対して、対応を求められるような条件があるのかな。意識の高い事業者は、今までも吹田市はまちづくり条例やなんかで、相当指導されて、それが成功してきましたから。だけれど、そういう状態がこれからも必ずしも続くかどうかというのは疑問がありますね。かなり小さなものに対しても、きちんとした審査が及ぶような審査のあり方を変えて行くということが必要ではないかと私は考えています。

会長

ほかに。

●委員

●先生と●先生がおっしゃった、事業者と市との関わりというのは、そういった形で進化していこうと思うんですけど。やっぱり、会長がおっしゃったように、住民の意識であるとか、後藤さんがおっしゃったように市民力だとかいうように。やっぱり、最後は市民一人一人が、自分たちは、こういう環境のいいまちに住んでいるんだよという、まちづくりの市民が持っている理念みたいなものが、最後は非常に大きくものをいうのじゃないかと、僕は思えてならないですね。

そうすると、市民一人一人がそれぞれの立場で、市が行おうとしている施策をどれくらい理解できるのかと。だから、こういうような89の項目があるんだよと言ってもなかなか理解できないかも知れないから、先ほどおっしゃったように、理念としての大枠みみたいなものを、市民一人一人が全部理解できて、市民が自分たちのまちづくりを一生懸命支えているんだよというに持っていくというんですかね。

それで、事業者と行政の関係というのは、会長だとか●先生がおっしゃったとおりだろうと、僕は、他は知りませんが、吹田市に関してはそうだろうと思うのです。最後は市民一人一人がそういう素晴らしいまちに住んでいるんだという理念をどのように持てるかというあたりが落とすところじゃないかと、僕はそう思いますね。

●委員

市民の意識というのは、必ずしもそう高くないんですよ。その市民力といえるような力になるほど高くないと私は思う。経験した中で、住民はあまり盛り上がってこないですね。ごく一部の意識の高い人たちだけが中心になって動いているけれども、ややもすると、その人たちは孤立してまして、事業者はそれを見抜いているから、法的な拘束力ないじゃないか、自分たち法律守ってるじゃないか、条例守ってるじゃないか、何が文句あるんだという言い方でね。先生がおっしゃるような市民力が大きければ、それを跳ね返せると思うのですが、実際はそんなに甘くないですね。一般には、自分の身近な問題に関しては、取り組むけど、それほど直接的でないよね、知らん顔してるんですよ。その辺は地域によっていろんな問題ありますけれども、そういう時は裁判になっているでしょう。住民が本当に結集したときは、裁判になっているんですけど、そういう形では、市民力というのは直接的には、間接的に裁判になるとか何とかの形で、事業者を押し込めていっているわけですけども。やっぱり、もうちょっと。

●委員

僕が言いたかったのは、そういう、意識の高い市民になって欲しいということで、そのために市は、こういうガイドラインを、枠のしっかりした大枠のところを、市民一人一人に通達できるような施策を考えていただきたいな、と思うだけのことで。

●委員

それも必要なんです。必要なんですけど、実際当面の問題の解決には、やっぱり僕は弱いなあと思う。何十年環境問題やってきましてね、そういう現場を沢山見てきたわけですけど。そこでは、ものすごい中核になるような人のいるところでは、市民力というのは成功してるんですけど、それはレアケースですね。

だから、こういう取り組みしかできないだろうと思うんですけど。まあ、条例をもう一回見直そうというようなことを聞いていますので、そのときに、やっぱりもうちょっと実際的な裏づけとして、条例の中にそういう考え方が取り込んでいただけないかなということ。

ただ、この取り組みを私は大変素晴らしいと思うし、批判しているわけじゃないですけども、これを1つの大きなベースにしながら、もう少し直接的にいろんな問題解決に役立つような、そういう、その規制力のあるものを考えられないだろうかという、そういう提言です。

事務局（後藤環境推進総括監）

ありがとうございます。

副会長

30件から50件は、どういう建物が多いんですか。

事務局（後藤環境推進総括監）

ほとんどが集合住宅です。

副会長

ほとんど集合住宅ですか。マンション、分譲となるんですか。規模が小さくなってきますと、余裕もなくなってくるので、事業自体が成立しないと建たないということになってしまうんで。吹田市として、もう建たなくていいんだという立場はおそらく取らないと思うので、ある程度、良質な住宅というのは供給していけないといけないでしょうし。そういった中で、これをいかに現実的なものにしていくか、どうしても必要になってくるかと思うのです。

インセンティブをどう与えていくか、この場で議論する話でないと思うのですが、非常に難しいですよ。それで例えば、規制するだけではなくて、何か補助をすることかですね。いわゆる、その環境優良住宅であるということで、住民にそれが還元されるような補助をつけるとか。これは、本当に個人的な話で、この場での議事録に載せるような話じゃないのですが。

そういうような方策も考えながら、どんどん規制対象にかからないようにということで、どんどん住宅規模が小さくなっていってしまうというのは、よくない話でしょうから。その辺のバランスを見ながら、何かインセンティブを供与するようなことであればいいのになあという、個人的な意見なんですけど。そんな気もいたしますね。

事務局（後藤環境推進総括監）

もう既に4点目の環境影響評価条例見直しの話に深く入っていただいています。

会長

じゃあ、ついでですので報告をしてください。その上でまた、更に議論必要でしたら、やるということで。

報告事項（4）吹田市環境影響評価条例の改正について

会長

これは資料ないですね。

事務局（後藤環境推進総括監）

はい。これは申し訳ございません。資料こちらはまとまっておりません。といいますのは、まだ検討段階でございますので、1回目の本日の審査会で頭出しの予告をさせていただいて、今年度中に条例の改正の方向性をこういうふうと考えているということ、御説明させていただいて、それを実現するために、具体的には技術指針がものすごく大

きなポイントになると考えています。それを技術的に科学的にどう御審査いただくか、それを事業者に先に見せる必要があるんですが、そこで、是非、御意見をいただきたいと考えております。

条例改正を行ないますということは、オープンにしているのですが、その背景といたしまして、いくつかございますが、先ほど先生方から御指摘されたとおりです。

まず、12年運用してきました、対象事業が4件です。これを多いと見るか、少ないと見るかはあるんですが、4件かかった対象事業になったものは、非常に大きな規模のものもございますし、たとえば、阪急山田駅前の西阪急ビル、その辺、まちにどこでもあるビルなんですけど、そういうものもある。それでいいますと、商業で延べ床5千平米以上のものは、山田で2年半近く、それ以上かかった。それから、貨物ターミナルも非常に特殊なんですけど、数年かかりました。本市の条例の1つの特徴としまして、手続きの期間を定めておりませんので、理屈上いくらでもいくことがありえるんですが、行政手続条例を本市も定めまして、その趣旨に沿いますとやはり、規制的な手法、結果的に規制的になるような手法については、入口から出口までの期間を明示するということが望ましいということになっておりまして、他の条例、環境影響評価条例を見ても、ほぼ全て、市長意見、知事意見出すまで、何ヶ月というのは定められています。まず、そういう現実がございます、12年間期間を定めずに、かなり小さなものまでも、相当長い期間かかった。これは実は開発事業者の中には非常に有名になっているようでして、吹田で開発する際にはアセスにかかるとペイしないと。だから、悪い言葉ですけど、アセス逃れと思われるのが、実は市内に沢山ございまして。千里丘の開発において、環境影響評価にかかったのは、MBS 毎日放送の跡地だけです。その他、ぎりぎりのところで、数多くの開発がなされて、千里丘全体のまち景色が変わったということがございます。そういう意味では、まず対象事業の規模、設定規模はこれでいいのか。それから種類に関して、今のままでいいのか。それと手続きの方法そのものに関して、期間の設定というのが、やっぱり、いるのではなかろうかということがございます。

それと今、国の流れでも、戦略的な環境影響評価という要素を取り入れて、都道府県も取り入れ始めています。そういう流れ。

それと、これは議会でも厳しく御指摘をいただいておりますが、先ほどの千里丘を例に出しますと、複合的な環境影響というのが審査できないのかと。それぞれがぎりぎりで対象事業にならなくても、ほぼ同時期に3箇所、4箇所、近隣でされる。その交通の影響がある交差点に対して、複数でかかってくる。でも、今の条例では単体を相手にしているから、それは対象事業にならない。それから、対象事業になった事業の横で、対象事業にならないものがされている。その複合課題がどうなのかというのも、現在でも実は対象にできていけませんので、こういう課題がある。

それと、環境コミュニケーションという言い方がされるようですが、縦覧をして、読んでいただいて意見をいただいて、その見解を返して、というやり取りを手続きでやっているのですが、実際は、あの分厚い図書を縦覧場所に置いて、見に来て下さいとしています。見てもなかなか市民が理解をできるような内容ではないと。しかもそれに対し

て意見を出してください、という。今、そのような手続きになっています。結局、出てくる御意見は、読まずして事業そのものが反対だというのが、やはり9割以上占めています。折角こういうコミュニケーションの手続きがあるのですから、もっと有効に機能しなければ、という課題があります。このネットの時代にネットでその情報を出すとか、意見をいただくとか、そういうことも一切手続きには示されておられませんので、それも課題だと思います。

先ほど御説明をさせていただきましたが、環境まちづくりガイドラインというのを今年度からスタートしたと。こういうものを先に出すことで、手続きをどう適正化できるか、簡略化というわけではないですけど、後でウエイトかかっていたのを前に持つていくことで、全体の流れを整理できないかということがございます。そういう様々に10年間運用して積み重ねてきました結果、出てきた課題を、ちょうど吹田市の第2次環境基本計画が昨年度よりスタートいたしました。これを契機に見直してみようということで、現在作業を、庁内での検討作業をスタートしております。

今、申しあげました要素をどう取り込めるかということ、様々に作業をしているのですが、方向性としましては、先ほどガイドラインで申しあげた方向性とほぼ一致しているのですが、より、先ほど●先生からもございましたように、事業者が取り組みやすい手続き、取り組むことで事業が成り立たないようなものではなくて、取り組むことで、ある一定期間に集中的に検討すれば、出来上がった開発が、●先生からございましたように、よりレベルが上がったことで、価値が上がると。実際そういう物件もございまして、値段は高いけど飛ぶように売ってしまう。そういう事業者の認識も広がってきつつあるかと、先ほど部長から御説明させていただきました。●先生からは手ぬるいかと御指摘があるかもしれませんが、この手続条例で性善説にのった手続きとして改正をしていきたいということがございます。

そこで先ほどにも申しあげましたが、そのポイントになるものが、技術指針であると認識をしております、事前にこの規模のこの事業であれば、工事中にこの項目について調査予測評価をしなければならぬというメニューを、事業者に先にお示しをしたい。今は事業者が示されて、それを実施計画書で御検討をいただきまして、もうちょっとここに、これもしよう、あれもしようということで、相当な期間を費やしてしまうというのがございまして、それも含めまして技術指針のあり方を御議論いただきたい。かなり集中的にお願いすることになると思いますので、例えば部会を設定していただいて、お願いをするとか、そういう方法もお願いをしたいと思っております。漠然としたお話で申し訳ないですけど、今、鋭意、庁内で検討しているところでございます。よろしくお願ひいたします。

会長

今のご説明に対して、何か。

今、条例の改正とかについて、いくつかポイントについておっしゃっているんですけど、4番目の非対象と対象との複合影響とかどうやって、条例なんかには組み込まれるん

ですか。要するに、どんな形にせよ、何か知らんけど、基準があるわけですよ。基準があって、それ以下のものが必ず出てくる。そういうのはどういうふうに。

事務局（後藤環境推進総括監）

今、現在は、対象地域が 100 メーターであるとか 300 メーター。事業計画地から帯のように作るんですが。それはこの事業計画地から何処までその影響が滲み出すかという観点です。その周辺とのこの相互関係、複合ということであれば、その与える影響ともう 1 つ別に、例えば、周辺 500 メーターを見るとか、交差点を中心に見てみるとか。となれば、これは例えばなんですけど、同じような開発をされる時には、コミュニティバスを共同運用するという発想も出てくるかも知れません。

会長

それは、対象外かどうかは知りませんが。非対象の小さなものがあつたときには、どういうふうに網にかかるのか。これもやりましょうという条例なのですか。

事務局（後藤環境推進総括監）

いいえ、これはまだまだ議論の種なのですが。

会長

例えばよくある総量規制のようなものを考えると、そんな意味も含めて。

事務局（後藤環境推進総括監）

それができれば、例えば人口密度規制であるとか、地区計画であるとか、用途地域で縛るとか、都市計画諸法で規制的にというのは、非常にわかりやすいのですが、このアセスの手続条例の中でそれをするというのは、ちょっと本来の趣旨ではないかなという気はしています。

会長

だけど、対象の基準というのはあるのだから、それを下回るような形で逃れようとするものに対して、どう枠をかけるか。そんな話に行きつきますよね。

事務局（後藤環境推進総括監）

幸いにして、ガイドラインと同時に、同時並行で進めますので。ガイドラインは相当小さなレベルまで捕まえることができますので、3, 0 0 0 平米以上に関しては、吹田市では何らかの網がかかるという。そういう意味では相当厳しい自治体になる。

会長

●先生もおっしゃっていますが、何かインセンティブと、規制というか、ペナルテ

イとかね。かなり上手に組み合わせること考えないと。厳しいばかりでもあれでしょうし。

●委員

複合的なスケールの小さいものは、まさにそのガイドラインで、正しく指導していくというようなことで、対応せざるを得ないですね。

会長

これも1,000平方からですね。もっと小さく切っている場合もあって。これね、実は大規模大店の立地審査やっているので、大店立地の大店法と立地規制の対象の若干ちょっと下でやる有名なチェーン店がある。

●委員

それは、そのガイドラインの、やっぱり、力なので。できるだけ大きくして、バックグラウンドとして、そういうことがだんだんやれないような環境を作っていないとしようがないですよ。

会長

結局、長い目で見たらそうなのですね。さっき言いかけた大店法で引っかかるようなやつは、ブランド力が低いという社会の評価になってくる。そういう意味でも組み合わせるようなこと、考えるというのですかね。そんなことが大事かなと思うのです。漠然とした言い方ですけど。

●委員

このガイドラインで、いわゆる市民力というものをレベルアップしてもらおうということが、なによりも必要ですよ。

会長

それはいいことだと思いますね。先生のおっしゃられたように、こういうのが示されるということは、非常に市民の意識は高まるきっかけとなる。

●委員

悪質なやつをね、逃がさないということを一方で。吹田市の場合には、非常に大切なのですね。その辺についても一応、こう検討して、何かいい方策が持てればいいですね。まさに市民力が大きな力として、環境改善に役立つと。

事務局（後藤環境推進総括監）

先ほど、インセンティブの話ございましたが、事業者の立場になりますと、一番痛い

のは期間が長引くことだと聞いております。土地を取得してからアセスに入ってきますので、金利を毎日払っていかなくてはなりません。それで言いますと、インセンティブとしては、ある環境配慮をレベルの非常に高いものを最初に示した場合は、手続が早く終わる、というのは、事業者にとっては大きなインセンティブになるのではないかと。それは実は、よその自治体でお聞きした知恵なのですが、やはり事前協議で小出しにすると時間がかかる。最初に出したら、ずっと1週間で終わる、みたいな事例を積み重ねた結果、どの事業者も、その自治体では、最初からそのレベルで出してきた、さっさと終わる。そのレベルが確保されていますという、説明をしました。

会長

最初から事業者もそれが見えるという意味ですよ。

事務局（後藤環境推進総括監）

ただ、定量評価の仕組みがまだできていませんので、どこまでやったらいいのですかということに対して、なかなかお答えできないです。

会長

それも技術指針もこういう形で、はっきりさせてやれば、当然、専門家、ついておられるわけですから、見えてくるのではないですかね。海のものとも山のものとも、つかないような特殊なものが来るわけじゃないですから。

●委員

この今までの4つの事業は、吹田市にとっては、非常に巨大事業でしたし、吹田市の100年に対してですね、私は非常に大きな貢献をする事業だと思うのです。市民にとっては、幸せだったと思うのです。行政としても、この条例を作られた価値というのは、非常に高い。その中で、デメリットというか、反省点は確かにあると思いますけど。

今までの評価をきちんとした上で、これからはそういう時代としては、そんなに巨大事業は、可能性としては少ないでしょうし、吹田市発展というようなものを勘案して、どのへんのところに焦点をもって、環境対策を進めるかと、そういうような1つフィロソフィーが要るだろうと思うのです。それに基づいて、やはり具体的な取り組みを進めていく。やはり事業者からも指示されるし、市民からも指示されるということが前提として。これからそういう取り組みをされるということは、タイミングとしていいのではないかと思います。

会長

他の委員の方、いかがですか。また、これは継続的に議論される話だと思うのですが、何かございましたら。

ちょっと早い目ですけど、ここぐらいまででよろしゅうございますかね。

他、何か議題ございますか。その他のその他ということで。4番まで一応終わったと思うので。よろしいですか。

事務局（片岡主幹）

とくにございません。

会長

それでは、本当に平日の夜遅くから雨の中、どうもありがとうございました。では事務局にお返しします。

事務局（片岡主幹）

次回の審査会の日程につきましては、後日、事務局の方から日程調整をさせていただきますので、またその節はよろしく申し上げます。

会長

どうもありがとうございました。